

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
平成 28 年度 第 4 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 9 月 11 日 (日) 10:00~12:13

2. 場 所 塚本千葉第 5 ビル 3 階 事務局

3. 出席者 会長 渋沢
副会長 奥野、大浦、相澤
事務局長 岡本（武）
会員理事 (事務局次長・総務委員会 企画部会) 樽林
(事務局次長・総合相談委員会) 竹嶋
(総務委員会 広報部会) 山口（利）
(研修委員会) 浅見
(ぱあとなあ委員会) 小川、鈴木
(司法福祉委員会) 川上、
(災害対策委員会) 常陸谷
外部理事 近藤、田中
監事 山口（定）、岡本（崇）
相談役 五十嵐、染野

4. 議題

(1) 会長と 3 役会からの報告

①3 役会報告

②都道府県会長会議報告

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(事前資料によりご確認ください)

(3) 議事

①会長と 3 役会からの提案事項

- ・退会の承認（会費の滞納）
- ・就業規則の見直し（有期雇用から正規雇用への転換）
- ・代議員選任について
- ・謝金規程の見直し
- ・情報公開規程の見直し
- ・ささえあい制度について

②各委員会からの議事

イ) ぱあとなあ千葉

- ・「未成年後見」検討プロジェクト
- ・法人後見の業務監査

ロ) 司法福祉委員会

- ・マッチング支援実施要綱(案)について

ハ) 災害対策委員会

- ・ホームページの掲載について
- ・研修費用について
- ・協力員について

ニ) ささえあい配分委員会

- ・委員会の承認について
- ・申請案件について

ホ) 松戸市居住の安定確保事業

- ・増員について
- ・来年度予算案（見積り）について

5. 議事録

○ 出席者及び資料の確認

- ・岡本事務局長より、今回は第4回理事会となる。

現在、理事会出席者15名。定款第34条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告。配布資料の確認。

○ 渋沢会長から開会挨拶

- ・各委員会からの報告後、議題が多いので、急ぐものから順次進めたい。午後は生涯研修センター準備委員会が予定されている。
- ・事務局員紹介、8月16日から入局、本人挨拶。
- ・総務委員会委員長、山口様挨拶。役員交代後、初めて理事会参加、前期までは広報部会活動していた。
- ・外部理事、弁護士の田中様、都合により11時で帰る予定。
- ・定款32条に基づき、渋沢会長が議長を務める。

○ 議題

(1) 会長と3役会からの報告

①3役会報告

会長：

【9月5日に行われた、役員会議事メモより】

■承認について

- ・会長、事務局長のいずれかの承認があれば良い。
- ・千葉リハは奥野副会長が参加。司法書士会はばあとなあが参加していた。

■松戸事業のこと

*支援員増員については、1名本日午後面接、他、ホームページで明日から23日まで公募。

*来年度予算作成。次回理事会で提案。

■代議員の選任について

- ・議事にのせる。

■名簿の発送について

- ・委員会委員についてはアンケート未回答の場合、個別確認を行う予定である。

次の点と線発送時に名簿発送予定である。→情報公開規程の改定必要。

■委員の公募について

- ・内諾済もしくは一本釣り以外は三役や理事で探したり決めたりしていた。
- ・今後は公募もあり得る。→書式を使って推薦書を作成、提出いただき選定は3役で協議。

■倫理委員会について

- ・倫理委員会の規程が今までなかった。
- ・都道府県社会福祉士会会长会議の中で出た話であるが、日本社会福祉士会に綱紀案件対応委託していない都道府県士会もあるようだが、各都道府県士会で対応するようにとの動きがある。千葉県社会福祉士会は、日本社会福祉士会との都道府県委託の動きに合わせてセーブしていく方向で考えている。

■ホームページの運用について

- ・掲載削除は事務局で管理している。
- ・ホームページにアップするとフェイスブックにもアップされ、今まで神山氏に管理者をお願いしていたが、今後は、会長と事務局長も管理者に追加。

■ささえあい話し合い内容

◎検討したい事

- ・収入も支出も、ばあとなあとそれ以外の切り分け
- ・公益事業に積極的に支出できるありかたを検討したい。

☆9月理事会で説明

☆ばあとなあ運営委員会への参加。

☆広報で通知→話し合いの場を設定。

■謝金規程の見直しについて

- ・議事にのせる

■情報公開規程の見直しについて

- ・議事にのせる

■会計事務所の変更について検討

- ・会計事務所変更については、財務担当理事の奥野副会長、三役・事務局を含め相談しながら検討していきたい。

質疑：

- ・委員の公募について、どのような推薦依頼があるのか。
- ・選定を三役で考えていると言うが、どのように決めているのか。

会長：

- ・推薦依頼の他、自治体からの依頼、日本社会福祉士会から、都道府県としての研修参加依頼、その他、研修の講師依頼等がある。
- ・規程では、会長の専任事項となっているが、基本的には、今後ホームページで会員の皆様に情報を呼びかけ参加の機会をつくりたい。

②都道府県社会福祉士会会长会議報告

会長：

- ・9月3~4日の都道府県会長会議、9月3日に出席し、全部で141ページほどあるが、その際

の資料の重要どころを抜粋して理事会資料とした。確認いただきたい。

- ・連合体組織における日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の役割分担について、日本社会福祉士会の行っていた都道府県社会福祉士に研修を含め、移管していく方向である。
- ・会員管理については、日本社会福祉士会で全国共有できるソフトを開発中。千葉県として会員管理をするのはソフトが出来上がる再来年度からが良いのではないかとの感触を持った。
- ・千葉県の倫理委員会の位置づけ、あり方を、今後、日本社会福祉士会が作ったガイドラインを参考にしながら、整理していく。
- ・その他、熊本地震災害対応のこと、未成年後見の保険についても話が出ていた。

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(総務委員会 広報部会)

説明 :

- ・『点と線』第92号、11月24日発行予定。特集「人間の尊厳を考える」。

(総務委員会 企画部会)

説明 :

- ・4月～7月まで、6地域集会開催され、参加人数130名。今後は開催されていない地域での地域集会開催に向けて考えていきたい。
- ・「福祉のしごとセミナー」7月17日幕張メッセにて「ソーシャルワーカーの1週間」開催三団体として参加（櫻井 純子氏）

(研修委員会)

説明 :

- ・実習指導者講習会の資料を追加した。
- ・基礎研修ⅠⅡⅢについては報告の通り。
- ・社会福祉国家試験対策講座の日程は決まっているが、講師は未定。
- ・フォローアップ研修は、まだ案という段階、再度検討していく。

(ばあとなあ千葉)

- ・8月24日第2回運営委員会実施。
- ・研修部会、8月26日成年後見養成研修開催。
- ・業務管理部会、9月6日リスクマネジメント部会実施。

(司法福祉委員会)

説明 :

- ・8月2日千葉県弁護士会との協議会開催、8月6日司法福祉委員会を実施した。
- ・マッチング支援の報酬は負担金の対象とする。
- ・会としてのバックアップや責任
- ・支援の範囲は契約の際に弁護士との範囲の業務を行うか、または司法手続のどの段階までの支援を行うかをはっきりさせる。マッチング支援の範囲としては、支援終了報告書を出す時点までを範囲とする。事例を重ねる中でこの考え方の検証をしていく。

- ・刑事司法ソーシャルワーカー登録員の刑事司法への関与する事業実地要綱（案）、第4条、5条、6条・8条の下線が変更部分。
- ・10月1・2日刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）を予定。
- ・マッチング支援員の登録については、登録要綱を作成し、名簿の管理をして今後委員会の中で整理していく予定。

（災害対策委員会）

説明：

- ・熊本県被災地支援に日本社会福祉士会より4名派遣、三団体1名含め5名の派遣となっている。支援機関平成29年3月まで延長。
- ・9月30日から樽林理事、派遣予定である。
- ・関東甲信越ブロック災害連携会議を10月1日千葉県開催予定（当会事務局会議室）である。渋沢会長出席予定。

（ささえあい配分委員会）

- ・9月8日、第1回配分委員会開催、2件の配分を決定した。

（総合相談委員会）

- ・8月18日、31日、9月7日千葉県委託 高齢者虐待防止対策研修会開催。
- ・「広がれ、こども食堂の輪！in ちば」企画案。
- 他団体、県の社協、子供応援団等と協議をしている段階だが、話し合いは進んでいる。

（松戸市受託事業）

説明：

- ・松戸の居宅の支援事業は、現在1人での勤務となっている。
- ・年間18ケースの完了を想定して社会福祉士会として受託をしているが、松戸のケースワーカーと業務の連携に苦慮しているところである。9月2日に松戸市役所へ出向き、今後の進め方について再確認し動き出している。

会長：

（3）議事

（司法福祉委員会）

質疑（会長）：

- ・マッチング支援で報酬を得た社会福祉士が、会の負担金規則に沿って納付する要件を8条で定めた。という解釈で良いか？
- ・社会福祉士がそのことによって報酬を得るということは、当該の弁護士なり当事者なりと相談していくべき

説明：

- ・8条については、その通りである。

質疑：

- ・マッチング支援は、千葉県弁護士会からの依頼に限るのか？以外は含まれないのか？

- ・これまで、マッチング支援を通じてトラブル発生はないか？
- ・マッチング支援での実績は何件あるか？
- ・登録員となるのは千葉県の受講者のみか？他県の受講者は登録できないのか？
- ・責任能力が争われる事案で、社会福祉士と一緒に考えて貰うことなどもあるか？
- ・弁護士会でもマッチング支援について、同じように話し合い、要綱を定めての動きはあるのか？
- ・この支援を利用することで量刑が軽くなるかと問われたら何と答えるか？
- ・受け皿としての支援活動で、再犯等の場合の責任の所在を社会福祉士会に求められた場合は？保険の対応等は考えているか？

説明：

- ・千葉県社会福祉士会としては、千葉県弁護士会以外とのマッチング支援を想定していない。
- ・これまでトラブル発生は無い。
- ・マッチング支援としてからは1件、それ以前の支援実績は3件である。
- ・支援登録員は、千葉県のマッチング支援に対応できる方のみであるから、他県の方は該当しない。
- ・事案によって一緒に考えていくことになる。
- ・弁護士会でも仕組み取り決めされているとは思うが、弁護士会内の周知はまだ浸透していない。これまでに無かった制度なので、どう生かしていくかを含めて、これからも課題は出てくると思われる。
- ・社会福祉士は判決には関与しない。
- ・次回、差し支えない範囲で具体的な事例を紹介する。

刑事司法ソーシャルワーカー登録員の刑事司法への関与に関する事業（マッチング支援）実地要綱（案）

→承認

（ぱあとなあ千葉）

説明：

- ・「未成年後見」の検討プロジェクト立ち上げ・メンバー推薦の検討
- ・ぱあとなあの未成年後見については、受入れ体制が出来ていない。保険のことや研修実施、理解したうえで、将来協力する流れを作っていくかなければいけないという話になっており、2年程度をかけて結論を出していく予定であった。今後、検討し、千葉県社会福祉士会としてどうするのか方向性を出していきたい。
- ・同じ後見活動でも、成年後見と未成年後見は違う。支えられるのか、慎重に検討していきたい。

説明：（弁護士）

- ・弁護士会では子供の権利委員会と高齢者障害は別に組織があるが、実際は、未成年後見の件数は少ないので、高齢者障害者に対応している方が、未成年も対応しているのではと思う。

質疑：

- ・後見の知識、経験、ネットワークづくりが出来る人を、であるなら、ぱあとなあを中心と

して、が具体的なものが出来て良いのでは？

会長：

- ・2年間かけてやる事なので、三役会の預かりということにしたい。他県の状況や、弁護士会・司法他の会の様子を参考に調べ検討しながら、三役会とばあとなあで、今後の進め方を話し合っていく。

→**継続**

(総合相談委員会)

- ・「広がれ、こども食堂の輪！in ちば」を千葉社会福祉士会として主催していく。

→**承認**

質疑：

- ・事業計画に載ってない新たな計画については、総会承認が無いといけないか？理事会承認で進められるのか？

監事：

- ・事業計画に載ってない新たな計画については、本来、総会での議決が必要であるが、機能性を持たせるために、運用として理事会承認で進めていた。予算は補正予算で対応していた。基本的にはイレギュラーである。

(配分委員会)

- ・9月8日第1回ささえあい配分委員会での申請案件 2件

①総合相談委員会地域包括支援センター部会

申請内容：「広がれ、こども食堂の輪！in ちば」の開催にともなう賃借料（会場・備品借用）

申請金額：60万－配分金額：15万（会場費）

②ばあとなあ千葉（申請4件の内、審査基準通過1件）

申請内容：無報酬後見人

家裁決定報酬額：24万7000円－配分金額：12万

→**承認**

- ・委員長・副委員長選任

委員長・小川晴雄、副委員長・神山裕也（継続承認）

→**承認**

(事務局)

説明：

- ・退会の承認（会費の滞納）－規程では、督促に対して2年間未納だと退会扱いとなる。

対象者－（別紙1）住所不明および会費滞納者1名、会費滞納者4名

→**承認**

- ・就業規程に見直し（有期雇用から正規雇用への転換）－就業規定、第7条追加。

→**承認**

(謝金規程の見直し)

説明：

- ・講師料の支給額について、第2条講師料は、別表1のとおり支給するものとする。前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、講師の職歴・実績・著名度等を勘定し「(別表1) 講師等謝金基準」の金額の2倍の範囲内で支給することができる。その場合に本会理事会にはかり、決定するものとする。
- ・一般社団法人千葉県社会福祉士会講師料等支払規程 第2条の改定案

(別表1) 講師等謝金基準

区分	金額
1時間までの講義	10,000円
1時間を超え2時間までの講義	15,000円
2時間を超え3時間までの講義	20,000円
3時間を超える講義	20,000円 +10,000円 ※以降、1時間 10,000円を加算する。

(別表1) 講師等謝金基準改定案

区分	金額 (源泉徴収額込み)
1時間までの講義	10,000円
1時間を超える講義	30分ごとに 5,000円を加算する

質疑 :

- ・基礎研修で生講義の場合、改定案を遵守とするのか？その場合、受講生に受講料を上乗せしていいかといけなくなるが。
- ・外部講師か、内部講師も分けるのはどうか？

会長 :

- ・外部の方は、改定案で良いと思うが、規程の6条の理事会議決か、例外規定を入れるか。

監事 :

- ・もう少し検討した方が良いのではないか。

会長 :

- ・この件は継続とする。

→継続

(情報公開規程の見直し)

説明 :

- ・規程第13号の改定について

第3条3ー旧規程) 名簿は、定期総会資料とともに会員に郵送。

ー新規程) 原則として年に1回会員に発送する。

→承認

(ばあとなあ)

説明 :

- ・法人後見の業務監査について

法人後見で今問題になっているのが、法人後見業務第三者委員会、監査委員会をどうするかがテーマになっている。平成19年に決まった規程。この時に1件法人後見していた。

今は成年後見に移行した。今は2件目の法人後見である。

会長：

- 未成年後見の件でも、まあとなあと三役の話し合いを設ける予定であるから、そこでまずは話し合いをし、理事会に提案していくこととする。

(災害対策委員会)

説明：

- ホームページのトップページに、日本社会福祉士会からの活動支援費案内の掲載があるが、終了するまで掲載していいのか、問題無ければそのまま継続。
- 災害対策研修について、事務費拠出金を入れる事を知らず、足りない分は会の方で負担してくれると理解していた。出来る範囲の研修をしたいと思っている。
- 大規模災害時の協力員が1名。厳しい状況を皆様に理解していただきたい。

(松戸市居住の安定確保事業)

説明：

- 松戸市受託事業は、本来は2名体制だが現在は常勤1名、宮本担当理事が1名紹介して下さり、今日面接予定。10月からは2人体制となる。
- 来年度も事業継続の予定です。概算で1200万ぐらいの見積もりを役所に出す予定。(見積もり案別紙添付)

(総務委員会 広報部会)

説明：

- ホームページのレイアウト変更について
→9つに分類し、誰に何を伝えるのか明確にする。
(ご意見について受付、検討の余地あり)
- 点と線の発行先見直し
相談機関は増設したところのみラベルの情報を更新し発送対応可能(包括、中核)、
障害施設(200弱→実際は860)に関しては、発行部数が大幅に増えるため、次号に文書を添えて郵送は廃止、ホームページの案内としたい。ホームページで更新された情報をフェイスブックでも知らせる。
事務局から発送の養成校、社協は現状のまま郵送を継続→議事の中で改めて質疑

監事：

- 「外に向けての広報活動を減らしてはいけない」と教えられたことがある。会の存在、活動を知らしめることが必要ということ。
- 発送の見直しというのは、発送作業が大変という事なら外部に委託することも可能なのではないか。

会長：

- 配布先は大事な事なので次回送りにしたい。配布先リストを出してほしい。
- 11月号の発送は、従来通りでお願いしたい。

→継続

(代議員の選任について)

会長：

- ・資料、代議員立候補名簿確認。
- ・前期代議員立候補と今期立候補されている方を確認。
- ・三役で、候補者の推薦へ向けて動いている。
- ・代議員へ選考は、現状はここまで。皆様に、ご協力のお願いをしたい。

(ささえあい制度について)

会長 :

- ・前々会長神山氏、前会長染野氏、前事務局長鈴木氏、事務局長岡本氏と、ささえあいの制度をどうしていくかの話し合いをした。
- ・ささえあい制度は、負担金規程に沿って、ささえあい基金に入れるような仕組みになっていており、配分委員会で確認し、理事会で承認され配分している。
今回のこども食堂の様に、年度途中で補正予算に入れることができない事業の場合に、ささえあい制度申請をして対応出来ていたところもあった。
- ・今後は、成年後見活動で得られた報酬収入の一部をささえあい制度の入口とし、出口を報酬の見込めない成年後見人の費用に充てる。この様に、入口と出口を絞るのが良いのではとの提案が出た。
今回は、あくまでも提案としてであるから、ご意見いただき、ぱあとなあ運営委員会との意見交換を経て、間に合えば、次回広報誌でお知らせし、次回理事会で提案事項としたい。

質疑 :

- ・無報酬案件の方が多いことから考えられた制度であったが、いざ蓋を開けてみたらそんなに申請が無いという現状であった。ぱあとなあの無報酬後見が多く、ぱあとなあのためのという印象である。あくまでも会としてのお金であるが、入口出口を絞ると、何のためのささえあいか判らなくなってしまう。この方向になると、今回のこども食堂も、ぱあとなあの出入りは無いのでお金は出せませんよ。となる。
- ・ぱあとなあでは、ささえあい制度が出る以前から、自分達の担保として、お金をプールして、報酬案件のときに配分するという意見があった。しかし千葉県社会福祉士会では別会計は出来ないと回答で、ささえあい制度となった。

会長 :

- ・今回のこども食堂のような場合は、補正予算にあげるという方向でと思っている。
- ・今日決める訳ではないので、今度皆さんと意見交換する機会を作りたいと思う。

相談役 :

- ・「未成年後見人検討プロジェクト」について、ぱあとなあと社会福祉士会の連携ではなく、社会福祉士会の中にはぱあとなあも含まれているということを忘れないように。
- ・ささえあいについて、会計処理を今後どうしていくのか、ぱあとなあ以外の方からの分をどうしていくのかも含めてしっかりと議論していただきたい。

相談役 :

- ・未成年後見について、ぱあとなあだけで抱えずに、社会福祉士会全体で、どうしていくのかを議論するようにしていただきたい。

監事：

- ・皆さんは千葉県社会福祉士会の役員なんだという意識でやっていただきたい。（公社）日本社会福祉士会と（一社）千葉県社会福祉士会は連合体である。支部ではない。

監事：

- ・広報の関係で、今後の配布先について、広報部会での送付作業部分と、事務局として出来る余地があるのを含めて今後検討した方が良いのではと思う。

岡本事務局長：

次の理事会は11月20日（日）

- ・予算のヒヤリングを行う予定。9月中には予算の依頼を各担当に流します。
締め切りはまだ決まっていませんが10月中には1度出して頂きたいと思っている。
よろしくお願いします。

12：13 閉会